

総務事業常任委員会会議録

令和6年5月10日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和6年5月10日（金）午前10時20分開会
場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匠仁
〃 副委員長	前川 和也
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼自治防災課長	
町長公室次長兼秘書人事課長	中定 昭博	総務課長	森野 英三
経営戦略課長	岩佐 式人	税務会計課長兼会計管理者	
経営戦略課参事	岩根 由佳		長谷川太志
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部次長兼住民人権課長			小倉由紀夫
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
土木課土木室長	安藤 俊紀	産業建築課長	坂本 健三
消防長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
消防署長兼警防課長	森田 憲久	総務課長	和田 衛太

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時20分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、1番・河瀬成利委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。今日はこの1つの案件でございますけれども、国主導のことでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

先刻の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案1件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

なお、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願ひいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、お願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

本日の委員会は付託を受けた1議案のみの審議となっておりますので、どうぞよろし

くお願いいいたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

それでは、議案第28号、忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

まず最初に、議案書の差し替えが発生しましたので、変更点につきまして、お手元にお配りしております、こちら1枚物の別添資料を用いてご説明させていただきます。

まず、差し替えが必要となりました要因につきましては、忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中、別表第1及び別表第3の利用事務として規定されている忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則、昭和51年忠岡町教育委員会規則第1号に関する事務が既に制度廃止されていることから、今回の法改正のタイミングで削除しておく必要があることについて、全員協議会以降に発覚したことによるものでございます。

差し替えにより変更となった箇所につきましては、資料のとおりとなっており、差し替え前は、この資料の差し替え前、差し替え後、それぞれ太字で記載しております第5条第2項を削り、同条第3項中第1項を前項に改め、同項を同条第2項とするとなっていました部分について、差し替え後は、第5条を削り、第6条を第5条とする。別表第1、教育委員会の項を削る。別表第3を削ると変更になっております。

これは、本条例の別表第1の一部及び別表第3で規定されている忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務が廃止となっていることで、別表第1の一部及び別表第3を削除することにより、それを引用している条例本文の第5条が全部削除となり、第6条が第5条に繰上げとなるものでございます。

変更点の説明は以上となります。

本件について、全員協議会終了後に議案書が差し替えとなり、申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第28号、忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

お配りしております議案第28号経営戦略課資料1をご覧ください。

まず、今回の条例の改正のきっかけとなった国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法一部改正の趣旨としましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策等の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化している中で、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等を図るということでございます。

次に、本町の条例改正の背景としましては、マイナンバー法が一部改正されることに伴い、本町条例にも影響があることから、関連する条項について一部改正することとなりました。

条例改正の内容としましては、まず1つ目に、番号利用法別表第2が廃止されることに伴い、条例第4条中、法別表第2の表記があるものなどを特定個人番号利用事務など、法の趣旨に沿って改めることとなります。

2つ目に、先ほど説明させていただきましたが、本町教育委員会において、既に制度廃止されている忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に関する事務が記載されている別表第1の一部及び別表第3を削除することで、関連する条例第5条を削除します。

3つ目に、本条例改正は、番号利用法等改正法に伴うものであることから、施行日は番号利用法等改正法の施行日となります。番号利用法等改正法は、令和5年6月9日に公布され、令和6年5月27日に施行されることとなっているため、改正法に準じた施行期日を設定するものでございます。本条例の改正による住民さんへの影響はございませんが、施行日までに施行されなければ、町内での情報連携を要する各種事務も含め、参照する上位法の一部が存在しなくなることから、情報連携の根拠がなくなることとなり、各種事務、強いては住民さんにも影響が出る可能性がございます。

本改正により廃止される法別表第2につきましては、今回、別途お手元に配付させていただいておりますが、こちらは全121事務のうち、少なくとも93事務において、市町村長が情報照会者、もしくは情報提供者となっており、93事務全てが本町で事務が行われているものではものではございませんが、それぞれ関連するものについては影響を及ぼす可能性がございます。

議案第28号経営戦略課資料2につきましては、新旧対照表となっております。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明をありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、まず第5条のところでお聞きしたいんですけど、もともと差し替え前ですよね、差し替え前は第2項だけ削るということやったんですけど、今回もう教育の部分のほうですよね。入ってきたんで、もう第5条を全部削りますということなんですね。これもう第5条関係は全部、この忠岡町私立幼稚園何とか交付規則関係ということでおいいんですか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃ、もうこれを削っても何ら支障はないというか、もう削っても影響ないということでおろしいですよね。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

お見込みのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、ちょっと気になるのが、今、マイナンバー制度に口座のひもづけとか紙の保険証を廃止するとか、いろんな機能というんですかね。附帯してぶら下がってますよね。そのところが、これ条例改正後に連動してるのであるのかというところが気になるんですけども、これ改正して何か関連ありますか。それとも、マイナンバーの部分だけで、その口座ひもづけとか、紙の保険証、保険証の部分もちょっと関係するんかなと思うんですけど、そこら辺はどういう影響があるか、簡単にでも教えていただけたらと思いますけども。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

今回の条例改正することによっての特段個別に何かそういう紙の保険証がどうだとかいうような影響は、特段ないと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

口座のほうは。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

口座のほうも、特段、例えばなんですけれども、今回別途お配りしております法律の別表第2の一番最後のページ、これは分かりやすいかなと思うんですが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条によるという云々と書いてるんですけど、この事務とかが例えば口座番号のひもづけ等に関連するのかなと思うんですけども。これも、ただ、今回条例改正することで、利用特定個人情報とか当該利用特定事務という形に変わってきますので、そこはこの法律の法改正の中で、それぞれ各主務省令に規定するというところになってきますので、本条例が施行されればそこを引用していく形になるので、特段支障は生じることはないと考えています。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃ、今のご回答とちょっと関連というかするんですけど、結局この法のほうの別表第2、頂いたこの資料ですけど、121個の事務がごそっと削除されるわけですよね。これが改正された法のほうで、別のところに別の文言なりでちゃんと規定はされてるという認識でいいんですよね。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

ちょっと確認はしておらないんですけども、全て主務省令で規定するということになつておりますので、各省庁でそれぞれなされている事務が全て規定されていくものと考えています。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

気になってたのが、この別表第2がすごいやっぱり量多いので、なのであまり量が多いものをこの改正でさらっと特定個人番号利用事務って、こんな簡単な一言に置き換えるような状態になって、この121個がどうなるのかなというところがちょっと気になつたんです。だから、これがきちんと別の形で残るというんですかね。であれば、別にそこは構わないかなと思ってます。一応このご回答で分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ござりますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回、マイナンバー法の一部改正に伴つてということで、本条例改正ということが出てきますので、このマイナンバー法の一部改正のことについて、今回ここに関係するこの条例に関する部分だけのちょっと点についてお聞きしたいんですが。まず、別表の第2というところで、具体的に情報連携をするという事務が明記されているこの表が削

除されるということになるので、そこを文言変えるということなんですが、削除されるということは、これはどういう影響があるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。改正による影響は特になしとありますけれども、それは今後この法の別表の第2が廃止されるというのは、今後、国会の議決がなくても、各主務省令でどんどん新たに規定していくと、追加していくところにあるというふうにお聞きしているんですけども、そうなると今後影響が出てくるんではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。特になしと書いてありますけれども、影響が。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員がおっしゃっているその影響というのが、どういった影響というところがちょっと今は分かりかねるところではあるんですが、基本的に今回この別表第2が削除される、それに伴って、各この規定されている事務については、各省庁で主務省令で規定されていることで、今までと何ら変わりなく、各都道府県市町村のほうも、マイナンバー法にのっとった情報連携等が利用できるという形になっておりますので、この条例が施行期日までに施行されない場合には、直接住民さんに影響が出てくる可能性もあるということで考えておりまして、ですのでそこの条例のほうが施行されれば、特段今までと何ら関係なく事務のほうはできるというところで影響はないと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

法律のマイナンバー法の別表の第2が廃止されるという意味合いのところをちょっとお聞きしておるんですけども、それをわざわざ外せば、各主務省令で主務、まあその各省庁のところで新たにこういう事務、準ずる事務を拡大して、マイナンバー使えるようにしますよというふうになるわけですよね。今現在と変わらない、廃止しなくともしても一緒やつたら廃止しなくともそのまでいいんですけど、廃止する意味は、国が廃止する意味は、今後新たに何か追加をする、こういったことにも事務を広げますよとしたときに、国会で議決がいるんですね。法そのものに規定されているので。事務を全部規定してるんですね。こういうこと以外には使いませんよというふうに、別表で規定しているのを外すということは、今後新たにこういう事務のときにも使いますよと、こういう事務にも広げますよというときに、一々国会の承認、議決が採決が要るということ

で、だからそれを外すために、そういうことをしなくともどんどん広げていけるように、準ずると言えば何でも広げれるということのようにしたいというふうなことだというふうに聞いておりますけれども、それはそうなんですよねということで。だから、今現在、現段階では影響がないと。住民の暮らしには影響がないけれども、今後、絶対もう今後影響ありませんよと言えるのかといえば、これは現段階で特になしというふうに私は思うんですけども、そういう意味で特になしというふうに書いていらっしゃるんですね。

町長公室長（立花武彦）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室長（立花武彦）

今現在、別表第2が削除された場合、特に影響はないというところで明記しているところでございます。将来的には、言うたらうちの条例が、部分の中が規則に変わりますので、国会のほうでは議決が要らないと、主務省令のほうで改正ができるということになりますので、将来的にはいろいろあるかも分かりませんけども、現在のところ、特に影響はないというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

現段階のところでは影響がないという、そういうことですね。将来的には、そこまで保証できないわけですよね。国のことですからね。現段階では影響はないというふうな意味合いでというふうに言っていると、特になしというのは。ということですね。分かりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ということで、そしたら、このマイナンバー法の一部改正の別表の第2が廃止されるということについては、現段階では特に現段階ではというふうなことをちょっとね、ないということですね。特になしという意味は。ということだということですね。

委員長（松井匡仁議員）

答弁求めますか。

委員（是枝綾子議員）

いや、もう確認だけで。そうだということであれば、別に答弁なくても。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ござりますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう一点、すみません。

先ほど、何か銀行口座のことをおっしゃっておられたんですけども、ひもづけの問題。これは、今現在、給付金とかの受け取りってありますよね。もうプッシュ型か何かで一回支給している人には、もう銀行口座前のところでいいですよみたいな感じで、そういう給付金が2月ぐらいに支給されたかと思うんですけども。そのマイナンバーカードというかマイナンバーね、特定個人番号と銀行口座というのはひもづいて、役場のほうのそのデータというか、引いたら出てくるんですよね。マイナンバーで引っ張ると、ひもづけはもうされていらっしゃるんでしょうか。ちょっと今現在の状況が今どうなっているのかというのを確認したいんですが。

経営戦略課（岩佐　式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐　式人課長）

全ての住民さんがそのマイナンバーとその口座、公金受取口座というのを登録しているわけではないかと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

やっぱり物価高騰の給付金とか、給付金の支給の口座ということと、別にマイナンバーとは直接そのことで連動してゐるんではなくて、マイナンバーをカードを申請したときに本人が銀行口座と引っ付ければという、そっちのほうで引っ付いてるだけであって、

給付金の支給はまだマイナンバーとはひもづけはされてないということでいいんでしょ
うか。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

今、去年ぐらいから、いろんな給付金やってございますけれども、その全てがそのマ
イナンバーにひもづけられてる口座に支給しているかというとそうではなくて、それにつ
いては申請主義になっておりますので、住民さん自らどの口座にというところで、支
給はさせていただいておりますので、給付金全てが今登録されている方が、そのマイナ
ンバーの口座に支給されるというふうな現状ではないかなというふうに考えてます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、現在では、本人の同意がなければ銀行口座とマイナンバーとはひもづ
けされていないということだということですね。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

もう一点、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

マイナンバーのほうではなくて、追加でですね、この条例の別表の第3の教育委員会
のところの私立幼稚園の就園奨励の交付金制度のこれが既に廃止をされているけれども、
廃止し忘れていたということだということで、かなりこれは制度なくなつてから5年ぐ
らいたってるかと思うんですけれども。いつ廃止になったんでしょうか、すみません。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

私どもも正確にいつというところまではちょっと把握はしておらないんですけども、お聞きしてるのは、国の幼児教育の無償化が始まりました令和元年度に事務自体はなくなっているというふうに認識をしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。幼児教育の無償化されたら奨励費は要らないということで廃止になったということですが、そのときにはちょっとこのことについては、担当の教育部署では気づいていらっしゃらなかつたのか、これはどこがチェックをすることになってるんでしょうか。忠岡町の中のシステムとしては、チェックするのは。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

教育委員会のほうになるのかなと。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育委員会のほう、ここには今教育委員会の方いらっしゃないので、これはやはり制度がなくなるということであれば、そういうふうにきっちと関係するところの全部の条例のところに行ってチェックをするという、そのチェック体制というものが、忠岡町はそこはそれのもう担当者任せになっているんでしょうか。

町長公室長（立花武彦）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室長（立花武彦）

この件をもって、副町長からも指示があったんですけども、ちょっとチェック体制をちょっと見直しなさいというところで指示があったところでございますので、今後ちょっと検討したいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大きな市とかでしたら、そういう法令関係の担当部署というところがあると思うんですけども、ちょっと小さいところですので、そういうこここの担当を新たにというのは難しいでしようけれども。やはり、総務がやっぱり全体としてはそういう条例を扱っているところが、一応条例のこの管理は総務がしているので、総務のほうでチェックをやっぱりね、各担当課任せでなく、すべきではないかと思いますけれども、総務のほうはどのようにその辺はお考えでしょうか。

総務課長（森野英三）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課長（森野英三）

先ほど、公室長からの答弁もありましたとおり、副町長からのご指示もいただいておりますので、総務課のほうで中心となって、今後このようなことのないように、再発防止に向けてチェック体制は強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。

委員長（松井匡仁議員）

一旦よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員ももうよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

反対の討論をさせていただきます。

日本共産党の意見を申し上げます。

この本町のこの条例の一部改正は、マイナンバー法の一部改正に伴うものであります
が、このマイナンバー法の一部改正の中身が大変問題であるということで、それがここ
にも法の別表第2が廃止されるということに伴ってというふうに説明でもあるように、
そこが特定個人番号利用事務ということで、そういう言葉だけに限られ、各主務省令で
規定されるということになっておるということのその文言の修正なんですが。この意味
合いは、国のほうではマイナンバーの利活用を今後進めていくという方針でありますし、
そういう法の趣旨でありますので、拡大されていくと。マイナンバーの情報提供がどん
どん進んでいくということですので、今現在の税、社会保障、防災の3分野ということ
のその中の特定のこの事務ということで規定をしている別表第2が廃止されるということ
は、今後拡大される事務について、国会の議決が必要ないということになるわけで、
どんどんとその利用が拡大されていくというそういう問題点があります。

ということで、私たちはマイナンバー法そのもの、個人情報の侵害に当たるこういう
法律そのもの自体反対でありますけれども、その一部改正でさらに悪くなるという内
容であります。そのことに伴っての条例改正ということで、認めるわけにはいきません。
ということで反対といたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、賛成討論はございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これいつもながらなんんですけど、私自身もこれマイナンバー制度自体は反対ですけども、法改正の内容に対する部分というのは、市町村に何にも権限ないというか、市町村側はどちらかというと、法に従って事務を進めないといけないので、逆に違法なことはできないという部分がありますので、法改正に伴って改正しなければならないというのであれば、もうこれは肅々と市町村のほうは法に基づいて条例改正をしないともうどうにもなりませんので、これは賛成ということにさせていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。

議案第28号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案1件について議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、この後の本会議において、委員会委員長報告を行います。委員の皆様、ご協力よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

閉会に当たり、杉原町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議いただき、またご賛同いただきましてありがとうございます。

国のルールでございますので、まだまだこれから複雑多岐になっていくと思いますが、いろいろなところでトラブルのないように、今後とも私たちもしっかりと併ながら頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆様、本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（「午前10時52分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年5月10日

総務事業常任委員会委員長 松井匡仁

総務事業常任委員会委員 河瀬成利